

鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 2 月 12 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第 4 号

鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年鴨川市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 52 条から第 54 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。